

令和4年7月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 (欠席)	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 (欠席)	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 2名

4番 田中 勇樹 14番 本田 雄揮

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第24号 現況証明願について

議案第25号 非農地証明について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議
について

報告第3号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

4番 林委員

8番 伊藤委員

事務局長	<p>令和4年7月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、4番田中委員と14番本田委員です。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に6番 林委員、8番 伊藤委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。</p> <p>整理番号10番、申請地は坂井町御油田、畑、譲渡人、福井市春山1丁目 ○○さんから譲受人坂井町御油田 ○○さんへ所有権移転するものです。法人が耕作し、その法人構成員に限り所有権移転できるものです。許可後経営面積は法人で4,514㎡です。</p> <p>整理番号20番、申請地は三国町池上、畑、3,196㎡。譲渡人三国町池上 ○○さんから譲受人 三国町池上 ○○さんへ、所有権移転するもので、許可後の経営面積66aです。</p> <p>整理番号21番、申請地は三国町池上、畑、1,574㎡。譲渡人三国町池上 ○○さんから譲受人 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積178aです。</p> <p>整理番号22番、申請地は三国町三国東七丁目、田、218㎡。譲渡人 坂井町○○さんから、譲受人 三国町滝谷二丁目 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積167aです。</p> <p>整理番号23番、申請地は三国町米納津、畑、619㎡。譲渡人 春江町本堂 ○○さんから譲受人 三国町米納津 ○○さんへ所有権移転するもので、許可後の経営面積209aです。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、はじめに整理番号22番は林委員が関連しますので、林委員の退席を求めます。それでは整理番号22番についてご意見を伺います。ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第21号のうち、整理番号22番は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審</p>

	<p>議について」のうち、整理番号 22 番は許可することに決定しました。</p> <p>それではここで、林委員の入室を認めます。</p> <p>引き続き議案第 21 号の整理番号 22 番以外の案件についてご意見を伺います。ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければお諮りいたします。</p> <p>議案第 21 号の整理番号 22 番以外は、許可することに決定してよろしいですか。</p> <p><各委員>異議なしの声</p> <p>異議がないと認めます。議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
議 長	
事務局	<p><説 明></p> <p>議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。整理番号 22 番、申請者は丸岡町四ツ屋 ○○さんです。申請は丸岡町四ツ屋、畑、537 ㎡。住宅建築を目的に転用するもので建築面積 83 ㎡です。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>それでは現地確認の報告をお願いします。</p>
南出委員	<p>整理番号 22 番を 5 番南出委員お願いします。</p> <p>5 番 南出です。</p> <p>整理番号 22 番、場所は丸岡町四ツ屋地係にある田 1 筆 537 ㎡に、申請者が分家住宅の建築を行うものです。</p> <p>申請地は春江東小学校より北東へ約 750mにある農地であり、北側は市道、東側と西側は宅地、南側は農道です。</p> <p>雨水については、北側の既存の道路側溝へ排水する予定です。隣接する農地はありません。関係機関ならびに地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。</p>
中垣内委員	<p>整理番号 22 番を 11 番中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。整理番号 22 番は、現地確認の説明の通り、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければお諮りいたします。議案第 22 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p> <p>次に議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明></p>

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について説明します。

整理番号 20 番、所有権移転の案件で、譲渡人は福井市南四ツ居 ○○さんほか2名。譲受人は、(株)○○さん。申請地は春江町定重、ほか6筆、畑、2,052 m²です。農産物加工所を目的に転用するものです。

整理番号 23 番、賃貸借権の設定で、貸人は坂井町徳分田 ○○さん。借人は、○○(株)さん。申請地は、坂井町徳分田、田、2,938 m²のうち 253 m²です。鉄塔工事用地及び残土置き場を目的に転用するものです。

整理番号 24 番、賃貸借権の設定で、貸人は丸岡町西里丸岡 ○○さん。借人は、福井市下六条町 ○○さん。申請地は丸岡町西里丸岡、畑 588 m²。特別養護老人ホーム建築を目的に転用するものです。

整理番号 25 番、所有権移転の案件で譲渡人は坂井町木部新保 ○○さんほか1名。譲受人は、坂井町木部新保 ○○さん。申請地は坂井町木部新保、畑 109 m²。駐車場（進入路）を目的に転用するものです。

整理番号 26 番、所有権移転の案件で、譲渡人は春江町中筋、○○さん。譲受人は、永平寺町上合月 (株)○○さん。申請地は春江町中筋、畑、1,299 m²。7棟の建売住宅建築を目的に転用するもので、建築面積 365.35 m²です。

以上、ご審議お願いします。

それでは、現地確認の報告をお願いします。

議 長
伊藤委員

整理番号 20 番を 8 番 伊藤委員お願いします。

8 番 伊藤です。整理番号 20 番は農産物加工所の件で、西側県道、南側東側は農道、北側は宅地という立地です。この工場の雨水は、駐車場中央に傾斜をつけて集積し、県道側側溝に流すとのことです。また野菜加工ということで洗浄する水をどうするか確認したところ、計算して下水に流すとのことでした。ご審議お願いします。

議 長
牧野委員

次に整理番号 23、25、26 番を 7 番 牧野委員お願いします。

7 番 牧野です。整理番号 23 番坂井町徳分田、北電の鉄塔工事の案件です。現況は麦刈り後の状態でした。8～11月にそば、そば収穫後春には水稲予定と聞いています。整理番号 25 番、坂井町木部新保、駐車場進入路の案件です。現況は耕作しておらず土の状態です。現況のまま使用することです。整理番号 26 番。春江町中筋、建売住宅建築の案件です。周辺に農地はなく問題ないと思われます。以上、よろしくお願いします。

議 長
林委員

整理番号 24 番を 6 番 林委員お願いします。

6 番 林です。整理番号 24 番、老人ホーム建設の案件で、住宅地のなかにあります。唯一南側に、地続きで畑がありますが、境界にはブロックをたてるということで、問題ないと思われます。

議 長
田中委員

続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 20、26 番を 13 番 田中委員お願いします。

13 番 田中です。先月申請の時には土地改良区との確認が十分なされていない状況であったため再度確認を取った形です。雨水は中央に集めて西側に流すということ、南側農業用排水路には流さないことを確認しましたので、問題ないと思われます。

整理番号 26 番、春江町中筋の住宅街に位置し、周囲に耕作している農地がないことから問題ないと思われます。

議 長
事務局

整理番号 23 番を 4 番 田中委員ですが、欠席のため事務局の説明を求めます。

整理番号 23 番につき事務局より報告します。田中委員からは特に問題

森 会長	<p>ありませんとのご意見を預かっております。</p> <p>続いて整理番号 24 番を 19 番、森が行います。</p> <p>整理番号 24 番、区画整理された土地で、ここから南側に丸岡支所があるところですか。地元との話し合いもできていることから問題ないと思われま</p>
議 長 清兼委員	<p>続いて整理番号 25 番を 3 番 清兼委員お願いします。</p> <p>3 番 清兼です。整理番号 25 番、現地確認した委員さんの報告のとおり、問題ないと思われま</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 23 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議がないと認めま</p> <p>申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 24 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めま</p> <p>では議案第 24 号「現況証明願について」説明しま</p>
議 長	<p>整理番号 11 番、出願人は丸岡町羽崎 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町羽崎、462 m²。昭和 57 年に先代の○○氏が住宅を建築しその後一体利用して、現在に至るもの</p> <p>整理番号 12 番、出願人は丸岡町四ツ屋 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町四ツ屋、175 m²。昭和 59 年に住宅を建築し、以後宅地として一体利用しているもの</p>
伊藤委員	<p>以上ご審議お願いします。</p> <p>では、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 11 番を 8 番 伊藤委員お願いします。</p> <p>8 番 伊藤です。整理番号 11 番は、昭和 57 年頃から住宅ということで追認する形になりますが、致し方ないと思われま</p>
議 長 南出委員	<p>整理番号 12 番を 5 番 南出委員お願いします。</p> <p>5 番 南出です。整理番号12は丸岡町四ツ屋地係にある登記地目が田の1筆175m²です。昭和59年ごろ申請者が隣接する宅地に住宅を建築した際に玄関および庭として一体的に利用していたとのこと</p> <p>行った結果としても現況は宅地であり、非農地と判断してもやむを得ないものであると考</p>
議 長 中垣内委員	<p>続いて、地元委員のご意見を伺いま</p> <p>整理番号 11 番、12 番を 11 番 中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。現地確認委員の説明のとおり問題ないと思われま</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺いま</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 24 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議がないと認めま</p> <p>議案第 24 号は原案のとおり承認いたしました。</p>

議 長

次に議案第 25 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

では議案第 25 号「非農地証明について」説明いたします。

整理番号 1 番、出願人は丸岡町女形谷 ○○さん。土地は、丸岡町女形谷、976 m²。整理番号 2 番、出願人は丸岡町女形谷 ○○さん。土地は、女形谷、228 m²。整理番号 3 番、出願人は、あわら市市姫 ○○さん。土地は女形谷、112 m²。整理番号 4 番、出願人は丸岡町伏屋 ○○さん。土地は女形谷、155 m²。整理番号 5 番、出願人は丸岡町伏屋 ○○さん、土地は女形谷、419 m²。いずれも数十年以上にわたり森林化しており、森林環境保全の計画に組み込みために提出しているものです。別紙の現地確認の写真もご確認ください。以上、ご審議お願いします。

議 長

それでは現地確認の報告をお願いします。

整理番号 1 番から 5 番までを 6 番 林委員お願いします。

林委員

6 番 林です。別紙の写真のとおり竹林か、森林化しているので非農地と判断して差し支えないと思われま。

議 長

続いて地元委員のご意見を伺います。

末廣委員

整理番号 1 番から 5 番までを 2 番末廣委員お願いします。

議 長

2 番 末廣です。山林と竹林であると現場確認しております。

ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。

議案第 25 号は原案のとおり承認してよろしいか。

<異議なし>

議 長

異議がないと認めます。議案第 25 号「非農地証明について」は原案のとおり承認いたしました。

農業振興課

次に議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 27 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。

<説 明>

議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 27 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は 2 名、利用権設定する者（貸し手）は 45 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 119 筆、157,162 m²、田の更新はなし。畑は、新規更新ともありません。使用賃借権および所有権移転の案件は、今月はございません。以上ご審議お願いします。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第 26 号、27 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

< 異議なし >

議 長

異議なしと認めます。議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 27 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

事務局

続きまして、報告第3号「事業計画届出の報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いします。

< 報告 >

議長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。